

●東京都告示第六百四十号
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

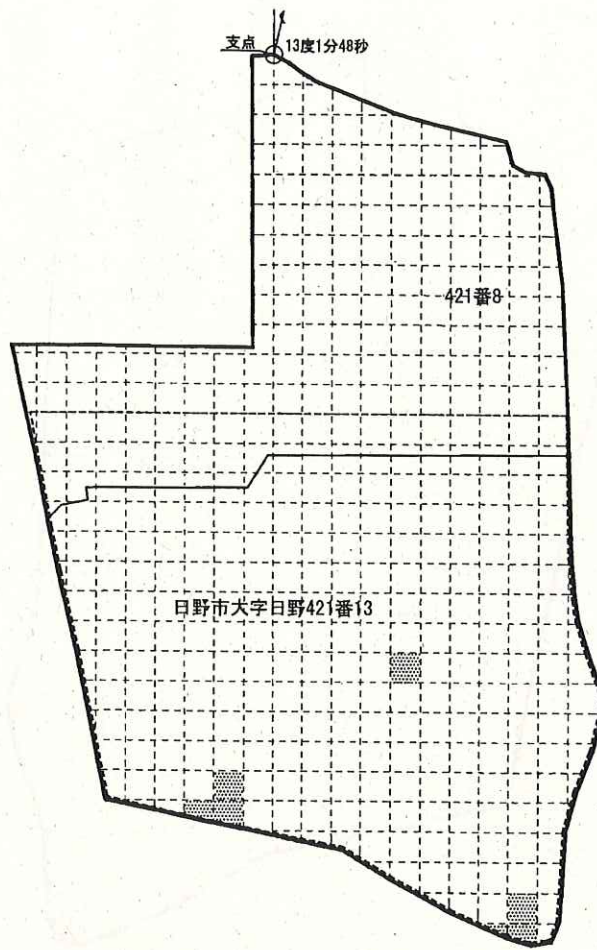
平成三十一年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(日野市大字日
 野地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】
 数地境界 調査対象地 筆境界 10m格子 (単位格子) 形質変更時要届出区域

【支點】
 支點は、日野市大字日野421番8の最北端とする。

【格子の回転角度 (13度1分48秒)】
 格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百四十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京土建国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に栃木県下野市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成三十一年二月二十六日

●東京都告示第六百四十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七條第一項の規定により介護医療院の開設を許可したので、同法第百十四條の七第一号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十條の二の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護医療院サービス

開設者の名称 施設の名称 開設許可
 所在地 年月日

医療法人財団 介護医療院磯 荒川区南千住 平成三十一年